

1 対象となる方（次のいずれにも該当する方）

- ・重粒子線治療の照射治療開始日の1年以上前より引き続き山形県内（申請時は長井市）に住所を有する方
- ・長井市の市税等に滞納がない方
- ・世帯の課税総所得金額が600万円以下の方

2 対象となる治療

山形大学医学部東日本重粒子センターにおいて行う、公的医療保険対象外の先進医療が適用される重粒子線がん治療。（主治医にご確認ください）

3 助成金額

照射治療費から先進医療特約保険等の給付額を控除した額（上限62万8千円）

- ・申請できる方：治療費を支払った本人（代理申請可）

4 必要書類

- ①長井市重粒子線治療費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②重粒子線治療の予定を記載した書類（予約票の写しなど）
- ③照射治療の支払いを証する書類
（例）診療料金領収書の写し、先進医療特約保険等の給付額がわかる書類など
- ④誓約書兼個人情報取得に関する同意書（別記様式第2号）
- ⑤申請する方と同居する方の1月1日（1月1日から5月31日までの間に申請する場合は前年の1月1日）の住所地が長井市以外の場合には、その住所地の市町村が発行する課税総所得金額を証明する書類
 - ・申請日が1月1日～5月31日までの場合：前々年の所得及び課税を証明する書類
 - ・申請日が上記以外であれば前年の所得及び課税を証明する書類
- ⑥請求書
- ⑦委任状及び代理人の身分証明書（代理申請の場合のみ）

※押印が必要となりますので、印鑑をお持ちください。

※その他の書類が必要となる場合は、別途お伝えします。

5 申請期限

治療費の支払日から6カ月以内

※ただし、重粒子線治療実施後、期間を置かず他のがん治療を開始する必要があるなど、やむを得ない事情により照射治療費支払日から6カ月以内に申請することが困難である場合は、長井市健康スポーツ課へご相談ください。

◇問い合わせ先：長井市健康スポーツ課

〒993-8601 長井市栄町1番1号

TEL:0238-82-8009

メール:kenko@city.nagai.yamagata.jp